【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

**第三十八条**　法第百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条並びに第百六十三条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第六号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

３　法第百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

４　法第百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　認可金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　法第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

６　法第百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

７　法第百九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国金融商品取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

８　法第百九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の七第二項（第九号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任　）

**第三十八条**　法第百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条並びに第百六十三条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第六号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

３　法第百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

４　法第百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　認可金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　法第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

６　法第百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

７　法第百九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国金融商品取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

８　法第百九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の七第二項（第九号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（改正前）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十八条、第四十条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十三条の二から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）　の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る　有価証券指数を含む。次号において同じ。）に係るこれらの号に定める行為又は法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十八条、第四十条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十三条の二、第四十四条（第二号を除く。）、第四十五条及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十（法第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三並びに第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二及び第四十三条（同条第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（５　新設）

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）　の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

６　法第百九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）　の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国証券取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

７　法第百九十四条の六第二項第八号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第八号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十八条、第四十条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十三条の二から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る　有価証券指数を含む。次号において同じ。）に係るこれらの号に定める行為又は法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十八条、第四十条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十三条の二、第四十四条（第二号を除く。）、第四十五条及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十（法第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三並びに第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二及び第四十三条（同条第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

６　法第百九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国証券取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

７　法第百九十四条の六第二項第八号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第八号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（改正前）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十八条、第四十条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十三条の二から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る　有価証券指数を含む。次号において同じ。）に係るこれらの号に定める行為又は法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十八条、第四十条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十（法第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三並びに第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二及び第四十三条（同条第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

６　法第百九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国証券取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

７　法第百九十四条の六第二項第八号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第八号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十八条、第四十条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十三条の二から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る　有価証券指数を含む。次号において同じ。）に係るこれらの号に定める行為又は法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十八条、第四十条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十（法第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三並びに第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二及び第四十三条（同条第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

６　法第百九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国証券取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

７　法第百九十四条の六第二項第八号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第八号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（改正前）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る法第二条第二十一項に規定する有価証券指数を含む。次号において同じ。）に係るこれらの号に定める行為又は法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十（法第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三並びに第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二及び第四十三条（同条第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

６　法第百九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国証券取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

７　法第百九十四条の六第二項第七号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第七号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る法第二条第二十一項に規定する有価証券指数を含む。次号において同じ。）に係るこれらの号に定める行為又は法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十（法第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三並びに第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二及び第四十三条（同条第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

６　法第百九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国証券取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

７　法第百九十四条の六第二項第七号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第七号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（改正前）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十（法第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三並びに第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二及び第四十三条（同条第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

６　法第百九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国証券取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

７　法第百九十四条の六第二項第七号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第七号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十（法第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三並びに第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二及び第四十三条（同条第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

６　法第百九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国証券取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

７　法第百九十四条の六第二項第七号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第七号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（改正前）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

（３　新設）

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（６　新設）

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第五号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】

（改正後）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第五号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（改正前）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第五号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

５　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第五号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（改正前）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総理府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総理府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総理府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総理府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（５　新設）

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総理府令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総理府令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総理府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総理府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（改正前）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十四条から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

（四　削除）

四　法第百二十九条、第百三十条第一項　、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（改正前）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十条の三まで、第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）、第六十一条、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十九条（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第三項において準用する法第四十六条から第四十八条まで及び第五十条の規定

三　法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三の規定

四　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）の規定

五　法第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで及び第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十二号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）若しくは第四十二条の二第一項（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二第二項、第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）若しくは第四十二条の二第一項（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二第二項、第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）

**第三十八条**　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十条の三まで、第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）、第六十一条、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定とする。

２　法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十九条（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第三項において準用する法第四十六条から第四十八条まで及び第五十条の規定

三　法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三の規定

四　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）の規定

五　法第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで及び第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定

３　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十二号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）若しくは第四十二条の二第一項（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二第二項、第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

４　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）若しくは第四十二条の二第一項（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二第二項、第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（改正前）

（第１項）

（証券会社に対する検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十六条**　法第五十六条に規定する政令で定める規定は、法第二十九条（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十条の三まで、第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）、第六十一条、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定とする。

（第２項）

（認可を受けた金融機関に対する検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十七条の五**　法第六十六条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十九条（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第三項において準用する法第四十六条から第四十八条まで及び第五十条の規定

三　法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三の規定

四　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）の規定

五　法第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで及び第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定

（第３項）

（検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十八条の二**　法第七十九条の十五に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十二号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）若しくは第四十二条の二第一項（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二第二項、第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（第４項）

（検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十九条の二**　法第百五十四条の二に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）若しくは第四十二条の二第一項（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二第二項、第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（旧　第十六条）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（証券会社に対する検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十六条**　法第五十六条に規定する政令で定める規定は、法第二十九条（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十条の三まで、第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）、第六十一条、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定とする。

（改正前）

（証券会社に対する検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十六条**　法第五十六条に規定する政令で定める規定は、法第二十九条（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第四十六条から第四十八条まで、第五十条、第五十条の二、第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）、第六十一条、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで及び第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定とする。

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（証券会社に対する検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十六条**　法第五十六条に規定する政令で定める規定は、法第二十九条（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第四十六条から第四十八条まで、第五十条、第五十条の二、第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）、第六十一条、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで及び第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定とする。

（改正前）

（新設）

（旧　第十七条の五）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（認可を受けた金融機関に対する検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十七条の五**　法第六十六条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十九条（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券に係る同号の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第三項において準用する法第四十六条から第四十八条まで及び第五十条の規定

三　法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三の規定

四　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）の規定

五　法第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで及び第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定

（改正前）

（認可を受けた金融機関に対する検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十七条の四**　法第六十六条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十九条（国債証券等の売買その他の取引又は法第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第三項において準用する法第四十六条から第四十八条まで及び第五十条の規定

三　法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の二の規定

四　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）の規定

五　法第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで及び第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（認可を受けた金融機関に対する検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十七条の四**　法第六十六条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十九条（国債証券等の売買その他の取引又は法第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二　法第六十五条の二第三項において準用する法第四十六条から第四十八条まで及び第五十条の規定

三　法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の二の規定

四　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項（同項各号に該当するかどうかの認定に関する部分に限る。）の規定

五　法第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで及び第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令の規定

（改正前）

（新設）

（旧　第十八条の二）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十八条の二**　法第七十九条の十五に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十二号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）若しくは第四十二条の二第一項（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二第二項、第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（改正前）

（検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十八条の二**　法第七十九条の十五に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十二号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十八条の二**　法第七十九条の十五に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十二号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（改正前）

（新設）

（旧　第十九条の二）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十九条の二**　法第百五十四条の二に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十二条（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の常務に従事すること又は同条第二項に規定する子法人等の常務に従事する取締役若しくは監査役を兼ねることの制限に関する部分に限る。）若しくは第四十二条の二第一項（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二第二項、第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（改正前）

（検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十九条の二**　法第百五十四条の二に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（検査等の権限の委員会への委任の内容）

**第十九条の二**　法第百五十四条の二に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第九十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第四十六条から第四十八条まで若しくは第五十条（これらの規定を法第六十五条の二第三項及び外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条の二（法第六十五条の二第四項並びに外国証券業者に関する法律第十七条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十条第一項（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十九条まで若しくは第百六十二条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大蔵省令に違反する行為

二　法第二十九条第一項（法第六十五条の二第二項及び外国証券業者に関する法律第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（改正前）

（新設）